

一般会計予算決算常任委員会
民生福祉分科会記録

令和 8 年 3 月 1 2 日

【開催日】 令和8年3月12日（木）

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午後4時20分～午後5時45分

【出席委員】

分 科 会 長	奥 良 秀	副 分 科 会 長	藤 谷 圭 子
委 員	大 井 淳 一 朗	委 員	濱 本 健 吾
委 員	前 田 浩 司	委 員	山 田 伸 幸
委 員	脇 本 直 美		

【欠席委員】 なし

【委員外出席議員等】 なし

【執行部出席者】

副 市 長	古 川 博 三	福 祉 部 長	尾 山 貴 子
福祉部次長兼子育て支援課長	石 田 恵 子	子育て支援課課長補佐	野 原 崇 史
子育て支援課子育て支援係長	藤 田 浩 子		

【事務局出席者】

事 務 局 長	石 田 隆	庶 務 調 査 係 長	山 田 寿 実 子
---------	-------	-------------	-----------

【審査内容】

1 議案第15号 令和8年度山陽小野田市一般会計予算について

午後4時20分 開会

奥良秀分科会長 それでは、ただいまから一般会計予算決算常任委員会民生福祉分科会を開会いたします。議案第15号令和8年度山陽小野田市一般会計予算につきまして審査を始めてまいります。審査番号が多少上下しますが御了承をお願いします。審査番号2番、子育て支援課から説明を求めたいと思います。審査事業がありますので、審査事業のほうから説明を求めたいと思います。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 それでは、令和８年度一般会計（民生福祉分科会）予算審査対象事業、子育て支援課分について御説明します。令和８年度一般会計予算審査資料の１２０ページをお開きください。審査事業２５番、認定こども園整備助成事業について御説明します。事業概要は、認定こども園の整備、また認定こども園に移行するための施設整備に対して助成を行うことで、認定こども園の健全な運営や安心安全な教育・保育の提供につなげ、加えて定員の確保、待機児童の解消を図ることを目的とする事業となります。事業の対象・手段・意図については、対象は認定こども園設立者、手段は施設整備費の一部助成、意図は認定こども園の健全経営、教育・保育環境の改善、待機児童の解消としております。このたびの事業は、市内の第二るんびに幼稚園において、令和８年度中に施設整備を行い、令和９年度から幼稚園型認定こども園に移行したいとお話があり、内容・市内の施設状況等を確認し、認定こども園への移行は適正と判断しております。事業の活動指標は、令和８年度中に１施設への助成を行うこととしており、それ以外の数値目標等はありません。次に、この事業についての妥当性・有効性・効率性に関する評価点は３３点となっております。続いて１２１ページを御覧ください。このたびの施設整備に必要な総事業費は２，２５２万８，０００円であり、負担割合は国２分の１、市４分の１、事業者４分の１となっております。国の負担部分については一旦、市が支払い、その後、国から歳入されるということになりますので、認定こども園施設整備補助金として、１，６８９万６，０００円を計上しております。財源内訳としては、国からの就学前教育・保育施設整備交付金を１，１２６万４，０００円、一般補助施設整備事業債を４５０万円充当し、残りの１１３万２，０００円は一般財源となります。現在、市内の認定こども園は、令和６年度に小野田めぐみ幼稚園が認定こども園の第１号として開園し、令和８年度から小野田小百合幼稚園、るんびに幼稚園が幼稚園型認定こども園として開園予定となっております。説明は以上です。御審査のほどよろしく願いいたします。

奥良秀分科会長 執行部から説明が終わりましたので、委員からの質疑を求めたいと思います。

大井淳一郎委員 第二るんびに認定こども園に対して、具体的にどのような施設改修の補助をするのでしょうか。

野原子育て支援課課長補佐 園からは、1階のトイレ改修及び1階の遊戯室改修を工事したいということで申出がありました。

山田伸幸委員 給食等はどうされるのでしょうか。

野原子育て支援課課長補佐 給食につきましては、今までどおり幼稚園型の認定こども園になりますので、園のほうで提供されると認識しております。

山田伸幸委員 これまで幼稚園では給食はなかったんじゃないですか。あったんですか。

野原子育て支援課課長補佐 現在、幼稚園では給食を提供しております。

濱本健吾委員 今、無償化で幼稚園と保育園で違うと思います。無償化のタイミングが、幼稚園がたしか満3歳から、保育園が3歳児からになると思うんですけど、認定こども園はどういうふうになるのでしょうか。

野原子育て支援課課長補佐 認定こども園につきましても、無償化につきましては、変わらず適用されるということで認識しております。

濱本健吾委員 無償になるタイミングが違うと思うんですよね。いつからになるのでしょうか。

藤田子育て支援課子育て支援係長 幼稚園部分と保育園部分、それぞれで認定

します。幼稚園の園児としての認定をされた場合は、幼稚園の無償化のタイミングで、保育園のほうで入園して認定された方は保育園の入園のタイミングで無償化になります。

濱本健吾委員　そもそも何でこの無償化のタイミングが違うのでしょうか。

藤田子育て支援課子育て支援係長　タイミングは同じだと思います。

濱本健吾委員　幼稚園が３歳になった誕生日からで、保育園が３歳児クラス、つまり３歳になった次の４月１日からじゃないですか。違いますかね。

石田福祉部次長兼子育て支援課長　私の認識も満３歳になってから無償化であると認識しておるところです。幼稚園と保育園の取扱いが違うのはなぜかということですが、これについては、国の制度に基づいてのことになりますので、その詳細な理由につきましては把握しておりません。

前田浩司委員　先ほどのトイレと遊戯室の改修という話がありました。国から負担割合でという話もあり、例えば、上限幾らまでの改修という条件がもしあれば教えてください。

野原子育て支援課課長補佐　このたびは事業者の方から頂いた見積りに基づきまして予算化させていただいております。補助対象経費につきましては、別途、交付金の交付要綱がまた令和８年度に示される中に補助基準額を算定する単価がございます。そちらに基づきまして、整備する面積、入所数を計算に入れた基準額を算定していきます。申し訳ありません。今、明確な数字は出てこないんですが、そういった形で国庫の数字が決まってくる形になっております。

奥良秀分科会長　今、国庫の基準額が決まる予定ですと言われました。ここに国庫支出金と書いてあるんですけど、これが暫定ということですかね。

野原子育て支援課課長補佐 見積額の2分の1を算出しております。また、補助基準額の単価が示されて、ここの金額が変わり次第、歳出予算及び歳入予算が変わってきますので、補正での対応を考えております。

山田伸幸委員 先ほどの説明で、令和9年度から認定こども園としてスタートということなんですけれど、工事期間はどの程度かかるんですか。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 このお話があったときに改修期間については、三、四か月程度と聞いております。この改修が終了した後、県が所管行政庁になりますので、必要な書類等をそろえて申請をいたしまして、県の実地検査といいますか、確認をしていただいた後、正式な認可という形で進んでまいります。ですので、令和9年度からの開園という予定で進めております。

山田伸幸委員 実際にどういうことが行われるかは、よく分からないんですけど、認定こども園になって、これまでの幼稚園としての事業とか特別変わったりするんでしょうか。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 このたびは、幼稚園型の認定こども園ということで、この認定こども園としての機能として2点ございます。就学前の子供に幼児教育保育を提供する施設であること、もう1点が地域における子育て支援を行う施設であること、この2点が機能として求められているものになります。このたびの幼稚園型認定こども園につきましては、その幼稚園が、保育が必要な子供のための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて、認定こども園としての機能を果たすタイプの認定こども園となる予定です。

山田伸幸委員 これまでだったら、午前中だけというように非常に短かったんですけど、この認定こども園になることによって長時間の保育ができる

ということなのでしょうか。

藤田子育て支援課子育て支援係長 こちらも入所する園児の認定の仕方によります。幼稚園の認定を受けた子供は、今までと同じ時間で、保育園の認定を受けた子供たちは、長い時間保育が実施されるということでございます。

山田伸幸委員 幼稚園として入所しても、親の都合で長時間にわたる場合は、保育も可能ということなんですよ。

藤田子育て支援課課長補佐 可能でございますが、きちんと書類を出して認定してという形になります。

奥良秀分科会長 定員は変わってくるのでしょうか。

野原子育て支援課課長補佐 定員につきましては具体的な数字等々はまだ出ておりません。今から認可を進めていく中で定員数がまた決まってくる形になります。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 補足いたします。このたび認定こども園のお話があった際に、一体何歳の子供の受入れを考えられているのかということも聞き取りをしております。第二るんびに幼稚園につきましては、1、2歳児が15人程度、3歳から5歳児については17人程度増えるような形でお考えと聞いております。実際にどうなるかというのは、今後詰めていくようにはなろうと思います。

濱本健吾委員 幼稚園型の認定と保育園型の認定があるということで保育園型の認定になった場合は、保育園と同じような扱いになるのでしょうか。

奥良秀分科会長 ちょっと審査事業とは変わりますが、もし答弁ができるんで

あれば。

藤田子育て支援課課長補佐 幼稚園型認定こども園、幼保連携型認定こども園と保育園型認定こども園の３種類がございまして、幼稚園型は幼稚園に保育所の機能を備え、保育園型は保育所に幼稚園の機能を備えるというような形です。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 補足いたします。幼稚園型の認定こども園は、幼稚園が認定こども園になられる際に選択される形になります。保育所型については、認可されている保育所が認定こども園になるときに選択する形になります。

山田伸幸委員 結局、この新しく認定こども園を創設されるということなんですけれど、施設にとってメリットはどういったことが挙げられるんでしょうか。

野原子育て支援課課長補佐 施設に対するメリットにつきましては、やはり今回で言えば幼稚園に保育園機能がくっつくという形になりますので、定員が見込めるというところがございます。あと利用者のメリットにつきましても、年が離れた兄弟を同時に入所できるということがメリットとして考えられるかなと思っております。

奥良秀分科会長 そのほかは、いいですかね。（「なし」と呼ぶ者あり）質疑なしということで、審査事業２５の審査を終わりたいと思います。続きまして、審査事業２６、乳児等通園支援事業こども誰でも制度について、執行部から説明を求めたいと思います。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 審査資料の１２２ページをお開きください。審査事業２６番、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について御説明します。この事業は、重点施策２「笑顔あふれるまち」の具体

的施策（２）子育て支援・学びの充実に該当する事業となります。事業概要については、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、「多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、月一定時間の利用可能枠の中で、就労要件を問わず、時間単位等で柔軟に利用できる乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を実施する事業となります。本市においては、こども誰でも通園制度を令和７年１０月より試行的事業として実施しておりますが、令和８年度からは全国の自治体で本格実施されることとなっております。この事業の対象・手段・意図についてですが、対象は保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所等に通っていないゼロ歳６か月から満３歳未満の未就園児とし、手段は乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施について認可を受けた施設へ委託しての実施と記載しておりますが、令和８年度からは、認可・確認を受けた施設への給付事業となります、意図はこどもの良質な成育環境を整備し、子育て施策の充実に図るとしております。事業の活動指標は、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）年間利用延べ人数を５１６人としております。この事業についての妥当性・有効性・効率性に関する評価点は３７点となっております。資料の１２３ページを御覧ください。この事業の支出内訳についてですが、乳児等通園支援事業委託料として８３１万９，０００円、こども誰でも通園制度実施施設ＩＣＴ化推進事業費補助金として１８０万円、通信運搬費として４万２，０００円、消耗品費として３万８，０００円、印刷製本費として２万円、合計１，０２１万９，０００円を計上しております。この財源内訳については、保育対策総合支援事業費のうち、保育所等ＩＣＴ化等推進事業費補助金として１２０万円、子どものための教育・保育給付交付金の国庫補助金として６３１万３，０００円、同じく県補助金として１０５万２，０００円充当し、残りの１６５万４，０００円は一般財源としております。資料の１２４、１２５ページに、こども誰でも通園制度のチラシを添付しておりますので、参考にしていただけたらと思います。説明は以上です。御審査のほどよろしくお願いいたします。

奥良秀分科会長　それでは執行部からの説明が終わりましたので、委員からの質疑を求めたいと思います。

山田伸幸委員　特記事項の中に、希望が１２園あるとなっています。実際に昨年１０月から実施された園の取組の評価はどのように聞いておられますか。

野原子育て支援課課長補佐　令和７年度１０月から試行的事業として実施しております。始まってまだ四、五か月というところで事業者の方の声をお聞きする中で、やはりこの制度の目的といいますか、他の園の子との交流であったり、幼稚園であれば先行してこういった制度を活用する中で、集団生活になじむというメリットのお話を聞いております。

濱本健吾委員　いい制度だとは思いますが、保育士の負担がかなりあるのかなと思います。不定期に来られたりとか、あとは短期的に、アレルギー関係とかもあると思いますし、その辺の保育士の負担等はどのように考えられてますでしょうか。

野原子育て支援課課長補佐　この制度は、一般型と余裕型がございます。一般型につきましては、新たに保育士等を配置して、この制度を活用する。余裕型につきましては、既存の職員で園児を保育するようになっております。子供のアレルギーとかにつきましては、利用する前に面談を行いまして、園で情報共有をして、適切にこども誰でも通園制度が利用できるような制度設計になっております。

濱本健吾委員　議案第３１号の子ども・子育て支援金制度の中に入っていると思うんですけど、この一般財源は全額ここから充当されるようなイメージでしょうか。

野原子育て支援課課長補佐 財源につきましては、この交付金が国庫補助として出て、県からも8分の1が出ます。市につきましては、8分の1、3分の1と書いております。こちらの8分の1がこの交付金に対して出るものになります。3分の1につきましては、支出内訳の2番目、ICT化推進事業費補助金の補助割合になりますので、3分の1と記載させていただきます。

山田伸幸委員 この制度を受けたくてもなかなか近くになかったら受けられない状況もあるかと思うんですけれど、この12園の分布はどのようなになっておりますか。

野原子育て支援課課長補佐 特記事項の12園につきましては、このICT化推進事業費補助金の12園という形で書かせていただいております。こちら昨年11月に、聞き取り等をして参加の意思がある、検討がある12園というところで、予算を確保するために12園という形で書いております。令和8年度から実施する園につきましては、124ページのチラシ右上のほうに、利用できる施設と記載の6園になっております。

大井淳一郎委員 このICT化推進事業費補助金は、ICTに関連するものじゃないといけないと思うんですが、実際は内容と符合していますか。

野原子育て支援課課長補佐 キャッシュレス等のICTのところで希望があれば、この補助金を活用して設置をしていただくような形になっております。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 補足いたします。先ほどキャッシュレスという説明をさせていただきましたが、こども誰でも通園制度は、保護者の方のスマートフォンで、認定こども園の空き状況であったり、面談の申込みであったり、利用の申込みであったりができる制度設計になっております。キャッシュレスももちろんですが、それ以前に、こども誰でも

も通園制度の利用に関して必要なパソコンといった必要備品の購入も、このＩＣＴ化の補助金が使えるようになっております。

大井淳一郎委員 希望する園の中で、ＩＣＴを望む園はこれを使うと。それ以外の補助は、この上にある乳児等通園支援事業委託料の中に入ってくるんでしょうか。

野原子育て支援課課長補佐 補助につきましては、このＩＣＴ化推進事業費補助金がハード面の補助金になっております。この乳児等通園支援事業委託料につきましては、実際利用された人数、年齢によって単価が異なりますが、委託料を算定しております。また中には障害がある方などの加算もこの委託料の中に入っております。

大井淳一郎委員 １２４ページのチラシを見ると、私立なら分かるんですが、公立のねたろう保育園がありますよね。ねたろう保育園の場合は、このお金の流れはどのようになるんでしょうか。

野原子育て支援課課長補佐 公立保育所につきましては、維持管理費の中で、予算措置をしております。普段の保育業務の中で、こども誰でも通園制度を実施していく形になっております。

奥良秀分科会長 お金の流れと言われたと思うんですが。

野原子育て支援課課長補佐 この委託料につきましては、こちらの予算から出すことはないですけど、歳入につきましては、１時間３００円という形で設定しておりますので、そちらは市の歳入となります。

山田伸幸委員 利用料がここに書かれていて、標準的に３００円ということなんですが、それに足りないところは、市が補填するということなんでしょうか。例えば、非課税世帯６０円ということは、差額の２４０円を市

が負担するということでしょうか。

野原子育て支援課課長補佐 委員が言われたとおり、その差額につきましてもこの委託料の中に含まれております。

山田伸幸委員 1人300円ということなんですけど、実施される園が事業費としてもらえるのは、結局幾らなんでしょうか。

野原子育て支援課課長補佐 委託料の1時間当たりの単価でございます。通常、ゼロ歳児ですと1,700円。1歳、2歳児ですと1,400円となっております。

濱本健吾委員 目標で延べ人数が516人となっています。利用者人数は何人ぐらいを見込んでいるのでしょうか。

野原子育て支援課課長補佐 こちらの516回と延べ人数となっており、あくまでも予算を算出する上での数字になります。ゼロ歳児が13人、1歳、2歳児が20人（3月25日に「30人」に訂正）という形で算出しております。

山田伸幸委員 この制度をいろいろ調べてみたときに、どうしてもぶつかるのが、サービスを提供するほうの保育士の数です。余剰があるのならその方が対応すればいいんですけど、なかった場合は、そのために新規に雇用して準備をしておかなくちゃいけない。そうなると、到底今言われたような事業費では、その方の給料まで補償するには金額が足りないと思うんですけど、いかがでしょうか。

野原子育て支援課課長補佐 こども誰でも通園制度は、令和8年度から全国的に実施になります。ただ、実施する園につきましては、手挙げ制になっており、委託料の金額等、また職員の配置等を含めて手を挙げていただ

いている園に実施していただいておりますので、そこは了承いただいていると認識しております。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 補足いたします。今、手挙げ制ということで御説明差し上げましたが、各園、こども誰でも通園制度を実施するに当たって、何歳児を受け入れるのか、何時から何時まで何人受け入れるのか、それぞれ園のほうで、園の状況を踏まえて検討されており、新たに保育士を雇われるところもあるかもしれませんが、恐らく、今、想定しておりますのは、現状の保育士で兼務というか、このこども誰でも通園制度に充てられる人員がいるところが手挙げをされていると思います。ですので、人数であったり、時間帯であったり、調整をされた上で、このこども誰でも通園制度を実施するということで申請いただいているものと考えております。

山田伸幸委員 保育所の場合、子供が例えばゼロ歳児であれば3人しか見れない中で、それ以上は見れないわけですよね。たとえこの制度を手挙げしてやろうと思っても、そういった人員配置等もうまくいってるんでしょうか。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 こども誰でも通園制度を実施するに当たって、園のほうに、開始前に伺って、どういう形で実施をされるのか、職員体制がどうなっているのか、その辺りをしっかり聞き取りをさせていただいて、認可・確認という作業を経て、実施となっておりますので、その辺りは園のほうとしっかり協議をして実施につなげております。

濱本健吾委員 手を挙げた保育園、幼稚園を基本的に全部認可するということでしょうか。

奥良秀分科会長 いや、基本的には、この122ページの右側の手段と書いてあるんですけど、あくまで給付事業なので、市のほうが、認可・確認を

事前にしてからやってもいいですよってお墨つきをもらえるような事業ということなんですけど、そういう説明でよろしいですか。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 はい、そのとおりでございます。

前田浩司委員 122ページの令和8年度に向けた評価の中で6園ほどスタートを切りますよね。令和7年10月に試行された園は何園あるんですか。

野原子育て支援課課長補佐 令和7年度の10月に実施したときの園は、124ページのチラシの右の高千帆小百合幼稚園、小野田めぐみ幼稚園、ねたろう保育園の3園がスタートしております。令和8年度は、プラスその下の3園となっております。

前田浩司委員 いずれにしろ、全ての園は実施されているということによろしいんですか。この下の部分は、実証実験はされてないということになるんですか。どちらですか。

野原子育て支援課課長補佐 令和8年度から、プラスされた3園につきましては、このたびの試行的事業には参加しておりませんので、令和8年度から新規で開始されます。

前田浩司委員 念のために、市としたら特に問題ないということで、実証実験をされていない園もスタートを切れるという認識でよろしいんでしょうか。

奥良秀分科会長 それも先ほどから、市が始める前に許可を出すのに事前に調査をされるということなんですけど、それで間違いないですよ。

野原子育て支援課課長補佐 はい、間違いございません。

山田伸幸委員 先ほど地域的な偏りということを心配してたんですけど、これを見ると、山陽地区とそれから小野田の南部の地域が弱いと思います。その辺については募集等、あるいはその働きかけ等はされるんでしょうか。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 昨年の11月に説明会をしております。その時点で、令和8年度からの本格実施については、現在この3園から申請を頂いておりますが、今後、こども誰でも通園制度の実施について検討されている園はほかにもございますので、状況が整い次第、申請されることもあるのではないかと考えております。

濱本健吾委員 これは利用者がゼロ歳から1歳児が13人、1歳児から2歳児が30人ぐらいということで、どんどん利用できる施設が増えていくと、もうゼロ人という施設も多くなっていくんじゃないかなと思うんですよ。そうすると予算がどんどんかかっていくんじゃないかなと思うんですけど、そこは抑制的になるというのはないでしょうか。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 今、予算として算出して計上させていただいております。令和8年度事業がスタートして、もちろん実績等見ながら、令和8年度末の決算見込みを見る中で、こちらの委託料がもし不足するようであれば、また補正対応等をさせていただこうと思っております。

大井淳一郎委員 この3園で、来年度から本格的な事業の実施に当たって実証ということは、検証というか、社員に対して、問題点はなかったかといった確認、ヒアリング等をされていると思うんですが、この状況はいかがだったでしょうか。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 先ほどから実証実験といいますか、検証ということにお話が進んでおりますが、この事業は令和7年度については、

このこども誰でも通園制度が事業化をされて、その事業について、本市が10月から試行的事業として実施をしております。ですので、実証実験的なものではないということで御理解いただけたらと思います。この実施している3園についてですが、実際の利用があった園、利用がなかった園それぞれございます。令和8年度も引き続き、この3園については、また事業を実施される予定であります。状況については、実施が大変だとか、そういったお話は特には聞いておりませんが、子供を預かる時間が短かったり、子供が実際に来る回数が少なかったりするときに、そこでの関係性をつくるのがなかなか難しいというようなお声は聞いております。

藤谷圭子副分科会長 予定では延べ516人ということで、この令和8年度からは6園がされるということですが、6園が実施される中で516人は可能であろうという計算でよろしいですか。

野原子育て支援課課長補佐 今、6園で対応させていただいて、各園で受け入れられる人数が決まっておりますので、そこが上限になってくるかと思っています。ただ、予算につきましては、やはり使われる人数も日によってまた違ったりします。枠的なところがございますので、516人という数字で、予算取りをさせていただくような形になっております。

藤谷圭子副分科会長 先ほどの説明で、途中でもし認定申請があって、認可ができれば、年度の途中で対象となる園は増えるということでしょうか。

野原子育て支援課課長補佐 年度途中で認可の申請があれば、また、手続を踏んで、また認可を出して実際に実施していただくような形になります。

藤谷圭子副分科会長 そうなると、増えてくれば、予定のこの516人よりは増加というか、受けるのも増えていく可能性があります。予算もそれ

で大丈夫ですか。いかがでしょうか。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 令和8年度からの給付事業になりますので、実際の利用に応じた金額をお支払いするようになります。今、516人ということで試算をしておりますが、令和8年度から、このこども誰でも通園制度が全国の自治体で、必ずこの4月から実施ということになります。本市においては、今年度10月から試行的事業の実施ということで、進めてまいりましたが、隣の宇部市は試行的事業を実施しておられません。令和8年度からは、全国的に実施するということで、このこども誰でも通園制度の認知度が上がってくるものと思います。認知度が上がれば、当然市としても周知をしてまいりますが、利用してみようと思われる保護者の方も増えると思いますので、516人をまず目指して、目標値を達成するように目指して、周知をしてまいりたいと思っております。委託料というか給付ですので、実際の利用が少なかった場合は当然減りますし、多ければ増えていく、それは補正等で対応していこうと思っております。

山田伸幸委員 この事業を実施することによって、これまであった一時預かり事業はどういうふうになるのでしょうか。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 一時預かり事業も継続して実施しております。一時預かりとの大きな違いは、一時預かり事業は預ける理由が必要になります。このこども誰でも通園制度は、就労要件とかを問わずに利用できるというところが大きな違いになっておりますので、保護者の方がどういう場合に、これを利用しようと考えられるかですが、状況に応じて使い分けておられるものと考えております。

奥良秀分科会長 ただ、これは一時預かりとは別物という考えですよ。まずその確認ですけど、先ほど来から執行部の方から、「預かる」という言葉が出ているので、預かることではないですよ。どうでしょう。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 一時預かりは「預かり」になります。こども誰でも通園制度はいろいろな経験を子供にさせたり、ほかの子供との交流によって、普段気づかない子供の成長を親に気づかせるということがメリットになりますので、預かりというとニュアンスが変わってきます。保育であったり教育であったり、そういう側面もあるというふうに考えております。

奥良秀分科会長 だから、執行部のほうは「預かる」という言葉を先ほどから言われてたので、そこはちょっと違うよなと思ってました。一時預かりとの違いを、やはり保護者というか親にきちんと伝えていかないと——今、石田次長の答弁からは、どういうふうな条件でとか、就労要件関係なく、いろいろなことで使われるという一時預かりを使われたら元も子もないと思いますので、その辺の周知はどのようにお考えでしょうか。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 これもこども誰でも通園制度の説明の中で、国が言っておりますのが、こども誰でも通園制度は子供のため、一時預かりについては親のためというような側面があり、そこが大きく違っております。この一時預かりとこども誰でも通園制度の違いをしっかりと、保護者の方に認識していただく必要はあると思っております。今、こども誰でも通園制度のチラシをつくっておりますが、今後利用を増やしていくためにも、一時預かりもこども誰でも通園制度の違いも、分かりやすいような形で、例えばホームページに掲載するとか、子育て支援課のインスタグラムを活用するなど、きちんと違いが明確に分かるような形で周知はしていきたいと思っております。

山田伸幸委員 他市でやっている事例を私たちは見てきたんですけど、親も一緒に入って、子育ての仕方を学ぶということもやっておられて、親子誰でも通園制度と言っていました。そういった在り方もあっていいのかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

奥良秀分科会長 審査事業とは別のものになってくるんですけど、答弁ができるのであれば。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 委員会から視察の御報告を受けております。

京都府宇治市だったと思いますが、京都府が親子誰でも通園制度ということで、親育てという観点から実施されているのは承知しております。本市においては、現在、こども誰でも通園制度のほうに力を入れていきたいと思っておりますので、親子誰でも通園制度の実施については、今のところ考えておりません。親子の触れ合い、親育ての部分は、例えばスマイルキッズであるとか、ほかの側面からの支援をしていきたいと考えております。

奥良秀分科会長 よろしいですかね。その他、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）質疑なしということで、審査事業２６の審査を終了いたします。休憩に入ります。１７時１５分から再開いたします。

午後５時８分 休憩

午後５時１５分 再開

奥良秀分科会長 休憩を解きまして分科会を再開いたします。続きまして、審査事業２７、福祉医療（乳幼児・ひとり親家庭）助成事業について、執行部からの説明を求めます。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 審査資料の１２６ページをお開きください。

審査事業２７番、福祉医療（乳幼児・ひとり親家庭）助成事業について御説明します。この事業は、重点施策２「笑顔あふれるまち」の具体的施策（２）子育て支援・学びの充実に該当する事業となります。まず、事業概要ですが、乳幼児医療費助成については、小学校就学前の乳幼児

の保険適用分の医療費の自己負担分を助成するもので、父母の市民税所得割額の合計が13万6,700円を超える世帯は、単市で助成を行っております。ひとり親家庭医療費助成については、18歳未満の児童を養育するひとり親家庭の父または母及び児童に対して、保険適用の医療費の自己負担分を助成するもので、市民税所得割が非課税の世帯に限ります。この事業の対象・手段・意図については、対象は小学校就学前の乳幼児、ひとり親家庭の父または母及び18歳未満の児童、手段は、対象者に受給者証を交付し、医療費自己負担部分の助成、意図は、子育て世帯、ひとり親家庭の医療費自己負担の軽減としております。事業の活動指標ですが、乳幼児医療費助成及びひとり親家庭医療費助成ともに受給者数を挙げており、乳幼児医療費助成の目標値は見込数として2,192人、ひとり親家庭医療費助成については人数の見込みが難しいため、対象者に支給としております。次に、ひとり親家庭医療費助成の受給者数を挙げており、目標値は対象者に支給としております。資料の128ページを御覧ください。この事業における令和6年度の事務事業評価シートになります。令和6年度の活動指標の実績ですが、乳幼児医療費助成の受給者数においては、目標値を2,375人としておりましたが、実績数は2,207人で92,9%の受給率、次にひとり親家庭医療費助成の受給者数については、目標値を対象者に支給とし、実績値は1,017人となっております。この事業における令和6年度の成果については、市内在住の小学校入学前までの乳幼児について、保護者の所得によらず、医療費助成の対象としていること、18歳未満の児童を養育するひとり親家庭の父または母及び児童に対して、保険適用分の医療費の自己負担分を助成することにより、子育て支援の一助となったとしており、目標達成度はAとしております。資料126ページにお戻りください。令和8年度に向けた前年評価ですが、成果・コストともに現状維持となっております。また、この事業についての妥当性・有効性・効率性に関する評価点は37点となっております。続いて127ページを御覧ください。この事業の支出内訳としては、乳幼児医療助成費として9,000万円、ひとり親家庭医療助成費として4,400万円、手数料と

して1,010万4,000円、通信運搬費として56万4,000円、帳票類印刷・封入等委託料として98万2,000円、印刷製本費として45万1,000円、その他として12万4,000円、合計1億4,622万5,000円としております。これらの財源内訳は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金として2,000万円、県の福祉医療費助成事業補助金として4,324万5,000円、受給者からの高額療養費を400万円充当し、残りの7,898万円は一般財源となります。説明は以上です。御審査のほどよろしくお願いいたします。

奥良秀分科会長 執行部から説明が終わりましたので、委員からの質疑を求めます。

大井淳一郎委員 予算の概要の26ページですけれども、後段に「一部負担金の助成及び所得制限撤廃については、本市独自の施策として実施します。」と書いてありますが、今の説明を聞くと乳幼児のほうだけですよね。ひとり親はそうじゃないと思うんですがこの説明をしてください。

藤田子育て支援課課子育て支援係長 ひとり親につきましても、個人の一部負担金は助成をしております。

大井淳一郎委員 ひとり親は一部負担金の所得制限を撤廃してるということですか。

藤田子育て支援課課子育て支援係長 この医療費助成は県の制度で、1,000円を上限に自己負担してくださいという制度になっております。この負担金については市のほうで見ておりますので、ここは所得には関係ないといえますか、ひとり親の医療費助成を受給されている方については、一部負担金を市のほうで助成しているということでございます。

濱本健吾委員 市内の病院の経営を考えたら、市内限定にしたほうがいいのか

と思いますが、これは全国どこの病院でも使えるということでしょうか。

藤田子育て支援課課子育て支援係長 そのとおりでございます。

山田伸幸委員 これはいわゆるカク福に該当するものなのでしょうか。

藤田子育て支援課課子育て支援係長 そのとおりでございます。

山田伸幸委員 小学校入学前の乳幼児というのは、要するに県の乳幼児医療助成というふうに見ていいのでしょうか。

藤田子育て支援課課子育て支援係長 そのとおりでございます。

山田伸幸委員 ひとり親家庭で課税というのはなかなか難しいんじゃないかと思います。対象者に支給となっているんですけど、これが数としてはなかなか出しにくいのでしょうか。

藤田子育て支援課課子育て支援係長 ひとり親の医療費助成の要件に所得制限といいますか、市民税の所得割が非課税世帯というところが要件でございます。年度毎のその方の収入によって決まりますので、数を把握しにくいというのはあります。

奥良秀分科会長 その他、よろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）質疑なしということでこの事業の審査を終了いたします。続きまして、審査事業29、公立保育所運営事業（主食提供分）について、執行部からの説明を求めたいと思います。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 審査資料の139ページをお開きください。審査事業29番、公立保育所運営事業（主食提供分）について御説明します。この事業は、重点施策2「笑顔あふれるまち」の具体的施策（2）

子育て支援・学びの充実、横断的取組として（３）スマイルエイジングの推進、区分としては食事に該当する事業となります。まず、事業概要ですが、子供の衛生管理、安定した栄養補給や食育の機会創出、そして保護者の負担軽減のため、令和８年度より公立保育所３園において、３歳以上の園児においても主食を提供するもので、各園で炊飯することで食中毒等のリスクを減らせるとともに、温かい御飯を提供することで、子供たちの食が進み、子供たちの健やかな成長に寄与できる事業となります。事業の対象・手段・意図ですが、対象としては、公立保育所の園児とし、手段としてはお昼御飯における主食の提供とし、意図としては、子供の衛生管理、安定した栄養補給や食育の機会創出、保護者の負担軽減を図ることとしております。事業の成果指標については、公立保育園各園で行っております保護者アンケートの満足度とし、令和８年度の目標値を８０％としております。また、この事業についての妥当性・有効性・効率性の評価点は３３点となっております。資料の１４０ページを御覧ください。年度別の事業内容としては、公立保育園３園における３歳児以上に提供する主食代（米代）及び備品購入費等とし、支出内訳としては、お米を購入する賄材料費として１６０万円、食器、炊飯器等の購入する備品購入費として４３万４，０００円、消耗品費として５，０００円、合計２０３万９，０００円を計上しております。財源内訳は、現在、主食費として毎月１，０００円を徴収することを予定しており、令和８年度の３歳以上の延べ園児数を１，６００人と見込み、主食費負担額として１６０万円を充当し、残りの４３万９，０００円は一般財源としております。現在、この事業については、新年度、備品購入等の準備を行い、６月からの主食提供を予定しております。説明は以上となります。御審査のほどよろしく願いいたします。

奥良秀分科会長　執行部から説明が終わりましたので、質疑を求めたいと思います。

濱本健吾委員　今回、子ども・子育て支援金制度で、増税がある中で、こちら

の制度は、食費負担金で160万円、1人当たり1,000円を求めるといいますが、こちらをゼロにするという意見はなかったんでしょうか。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 この主食費の負担額ですが、現在副食費ということで、おかず等の料金は頂いております。現在この主食を提供している県内他市の状況を見ましても、無料にしている市はございませんので、それ相応の受益者負担ということで1,000円を考えております。

濱本健吾委員 1,000円というのは、こういった根拠でしょうか。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 お米の購入の料金といいますか、お米の量がどうしても増えますので、その賄材料費として160万円計上しておるところです。1年間の子供の数が160人と見込んでおりますので、そのお米の代金と人数等を勘案して1,000円の負担としております。

濱本健吾委員 今回、保育園だけで幼稚園はないということよろしいでしょうか。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 今回は公立3園の主食の提供を考えております。民間の保育園等で主食の提供をされているところはございますので、その園ごとに考えられて、金額等も設定をされて徴収をされているものと思います。

奥良秀分科会長 もう一度答弁をお願いします。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 失礼いたしました。公立の幼稚園は埴生幼稚園になると思いますが、主食の提供はしていると思います。確認をさせていただいてまた答弁をさせていただこうと思います。

山田伸幸委員 民間で主食を提供してるのは何園ぐらいあって、負担額は幾らなんでしょうか。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 市内の保育園で2園ほど主食の提供をしていると聞いております。1園は1,400円か1,500円で、もう1園については、お米を園のほうで作られてるということもあって500円の負担と聞いております。

大井淳一郎委員 お米はどこから調達するんですかね。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 お米につきましては、各園それぞれお米を以前から購入しているところがございますので、そちらのほうから引き続き購入をするようになります。

大井淳一郎委員 その購入先を差し支えなければ教えていただきたいんですが、公立なので大丈夫ですよ。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 3園それぞれ違いますが、例えばJAや、県の学校給食会のほうからの購入をしています。

大井淳一郎委員 やはり学校と同じような感じで、基本、県内産ではあるけど市外ですよ。地産地消とよく言われますが、市内の米を活用することは検討されなかったんでしょうか。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 市内のお店から購入している園もございます。地産地消ということで、全て本市でつくったお米かどうかという確認はしておりませんが、JA等でも購入をしていますので、当然市内で作られたお米が入っているものと考えております。

山田伸幸委員 備品というのは、釜なんですか。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 炊飯器もございますし、このたび新たに主食を提供することになりますので、園児が使う食器等の購入を予定しております。

奥良秀分科会長 ちなみに、こういった備品購入も各3園が独自に購入される予定なんですか。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 この主食の提供に際しまして、各3園のほうからどういった備品等が必要かということを取り上げております。各3園でそれぞれ購入するよりも、まとめて購入したほうが単価的に安くなったり、違う食器というよりも、公立3園で同じものを使ったほうが良いと考えておりますので、その辺りはまた調整しながら子育て支援課のほうを中心になって、購入を進めていく予定です。

山田伸幸委員 どういった食器を購入される予定なんですか。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 落としても割れない、子供が喜ぶような絵が描いてあるもので、きちんと幼稚園、保育園の備品を提供するメーカーのカタログ等を参考にしての購入を考えております。

奥良秀分科会長 ちなみにこれは入札をするような金額ではないと思いますから、随意契約になると思うんですけど、地元業者を使われる御予定はありますか。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 その辺りにつきましては、また監理室等にも相談をしながら、地元業者優先で考えていきたいと思っております。

奥良秀分科会長 主食を使われるお米の量というのは年間どのぐらいの量を考えていらっしゃるんですか。

石田福祉部次長兼子育て支援課長　園児１人当たりが食べるお米の量、生米の状態ですと約１日５０グラムで計算をしております。このたびのお米の全体の量として２，０００キログラムの購入を予定しております。

山田伸幸委員　こういった主食の提供機会に、子供たちに、どうやってお米ができるのかとか、例えば、田植体験とかそういったものがされるといいなと思うんですけど、何か考えておられるでしょうか。

石田福祉部次長兼子育て支援課長　現在、厚陽保育園では田植行事を行っております。田植をして収穫までを園児が体験することを毎年行っております。他の園について、そういったことが今後できるかどうかというのは、協力していただく農家も必要になりますので、その辺りは検討して、そういった体験もできるように考えてはいきたいと思います。

奥良秀分科会長　２トンの米を年間買われるんですけど、保管はどのようにされる予定でしょうか。

石田福祉部次長兼子育て支援課長　一度に２トンの米を買うことはないと思いますので、各園栄養士が必要に応じて購入をしてストックをしておくようになると思います。

奥良秀分科会長　たくさん買い過ぎると、劣化して味とかが落ちると思うんです。例えば、民間であれば、お米用の冷蔵庫を買うこともあるんですけど、今回は必要ごとに、要は注文して、納入してもらおうという考えでよろしいのでしょうか。

石田福祉部次長兼子育て支援課長　そのとおりでございます。

大井淳一郎委員　１４０ページにお米の内訳が書いてあって、１０キログラム

当たり 8,000 円なのですが、購買ルートがあるとはいえ、8,000 円というのは何か、維持が難しいなと思います。この範囲内になると限られてくるのかなと思うんですが、8,000 円で賄うことができるとお考えでしょうか。

石田福祉部次長兼子育て支援課長　ここ近年、お米の価格も高騰して、少しずつ落ち着いてきておりますが、まだまだ高い状況にございます。このたび試算をするのもなかなか難しいところもございました。農林水産課のほうに、米の価格の動向等を確認したりする中で、この 8,000 円につきましても、その辺りも勘案して少し高めに設定をしております。

大井淳一郎委員　10 キログラム 8,000 円というラインが適正だとは思いますが、余り値段にとらわれると、どうしても安いところになってしまうので、先ほどあったように地元優先ということも考えながら、この辺りは、8,000 円ばかりにとらわれるべきではないと思うんですがいかがでしょうか。

石田福祉部次長兼子育て支援課長　米の価格につきましては、適正な価格での購入を考えておりますし、まず今回の主食提供に当たって、今は温かいおかずと冷たい御飯を子供たちは食べる状況にあるのですが、実際主食の提供を、全国的に早めに始められている園の意見を参考にしますと、やっぱり温かい御飯で温かいおかずを食べると、食が進んで、子供たちの食べる量が増えるというようなことも聞いておりますので、価格が安ければいいということではなくて、きちんと適正な価格でおいしい御飯の提供をしていきたいと考えております。

奥良秀分科会長　そのほか質疑はありますか。よろしいですか。（発言する者あり）

石田福祉部次長兼子育て支援課長　先ほど埴生幼稚園の給食について曖昧な答

えをしてしまいました。が、埴生幼稚園については完全給食ですので、主食の提供はされております。それとあわせて、先ほど保育園と幼稚園で、満3歳、3歳の取扱いが違っているのではないかということで濱本委員から御質問を頂きました。それについて、訂正をさせていただきます。保育園につきましては、4月1日時点で、3歳かどうかでこの無償化が判断されます。幼稚園については満3歳、満3歳がどこで3歳に到達するかというので変わってまいりますので、満3歳で入園した場合にそこから無償ということで濱本委員がおっしゃられていた内容が正しい内容となります。申し訳ありませんでした。

奥良秀分科会長 その他、質疑はよろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）
では審査事業29の質疑を終了いたします。以上をもちまして本日の民生福祉分科会を散会いたします。お疲れさまでした。

午後5時45分 散会

令和8年（2026年）3月12日

一般会計予算決算常任委員会民生福祉分科会長 奥 良 秀